

II グループ法人税制への対応

1 グループ法人税制の活用

(1) 企業グループの発展とグループ法人税制の効果

我が国企業は、今後もさらなる発展過程において、事業部門の分社化や完全子会社化による企業グループの形成など、これまでにも増して企業グループの一体的な経営を進めていくものと考えられる。事業部門の分社化は、経営責任の明確化、グループ全体の戦略立案や効率的な資源配分といった観点から有用であり、また、完全子会社化は、社会経済の状況変化に対応する迅速な経営判断や効率的な資源配分といった観点から有用であるとされる。グループ法人税制は、このような企業経営の実態等を踏まえて創設されたものであることから、基本的には、このようなグループ経営の円滑な進展に資する効果があると期待されている。

また、グループ法人税制の各個別制度の効果等については、以下のとおり考えられる。

まず、100%グループ内の取引に対する取扱いについてであるが、100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引については、グループ内の法人間で課税関係を生じさせることなく資産の移動が可能となることから、グループ内の円滑な経営資源の再配分に寄与することになると考えられる。取引の形態は異なるが、100%グループ内の法人間の寄附の取扱い及び100%グループ内の法人間の現物配当についても同様のことが言えよう。さらに、100%グループ内の法人間の受取配当等の取扱い、すなわち100%グループ内法人からの受取配当等の全額益金不算入と負債利率控除の不適用は、グループ内の資金調達に対する中立性の確保や間接的に行われる事業からの資金移動の円滑化に寄与するものと考えられる。取扱いも同様である。

次に、大法人の100%子法人に、従前はこのような子法人であったが、グループ法人税制によりそのメリットを、そもそも中小企業対策としての政策や等価な事業規模に対する政策的グループ法人に着目した税制の見直しが企業経営の実態に即した課税を行うためのも

実務的観点から、今回のグループ法人税制の創設に係わる問題を幅広く収録

II グループ法人単体課税制度における会社法

1 重要な財産の処分及び譲受け

(1) 完全支配関係にある法人間の資産の譲渡取引等

グループ法人税制の導入により、内国法人がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入することとされた(法61の13③)。この繰り延べた譲渡利益は、その譲渡損益調整資産の譲受法人においてその譲渡損益調整資産の譲渡、消却、評価換え、貸倒れ、除却等の一定の事由が生じた場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡法人においてその計上を行うこととされた(法61の13②)。

(2) 業務執行の決定機関

譲渡損益調整資産には、固定資産や土地が含まれており、その譲渡直前の帳簿価額が1,000万円に満たない資産を除くこととされている(法61の13①、法令122の14①、法規27の13の3①、27の15①)。したがって、工場や営業所等の土地や建物が譲渡損益調整資産となることがある。法人税法が規定する完全支配関係にある会社間における譲渡取引であるか否かを問わず、会社の業務執行と「重要な財産の処分および譲受け」について、会社法は、次のように規定している。

① 取締役による決定

取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社(取締役会設置会社を除く。)の業務を執行する(会社法348①)。取締役が1人である場合は、単独で業務を執行することとなる。取締役が2人以上の場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある(②)。取締役が3人の

る。取締役が単独又は及び重要な財産の譲渡会社の業種、規模及びい、重要な財産の処分

類書に例を見ない「グループ法人税制」の関連事項についても、掘り下げて解説

第3章 第1節 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

的に所得金額に反映させないこととされている(法61の13①)。

【図例1】譲渡利益の申告調整

例えば、完全支配関係にある法人に、帳簿価額50の固定資産を時価120で譲渡をした場合の譲渡利益70は、その譲渡をした事業年度の法人税の申告書別表で次のように調整することになる。

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

Table with 4 columns: 区分, 総額, 処 分, 留 保 社 外 流 出. Rows include 当期利益又は当期欠損の額, 完全支配関係法人間取引の損益の加算調整額.

別表五① 利益積立金額の計算に関する明細書

Table with 4 columns: 区分, 期首現在利益積立金額, 当期の増減, 差引翌期首現在利益積立金額. Rows include 譲渡損益調整資産の繰延譲渡利益額.

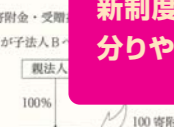
【図例2】譲渡損失の申告調整

例えば、完全支配関係にある法人に、帳簿価額50の固定資産を時価30で譲渡をした場合の譲渡損失30は、その譲渡をした事業年度の法人税の申告書別表で次のように調整することになる。

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

Table with 4 columns: 区分, 総額, 処 分, 留 保 社 外 流 出. Rows include 当期利益又は当期欠損の額, 完全支配関係法人間取引の損益の加算調整額.

【図例2】100%グループ内の寄附金・受贈金 (1) ケース1 (親法人Aが子法人Bへ)



新制度を図や設例、書式等で分りやすく詳細に解説

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
●追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
●法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
■下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
■弊社ホームページ ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
■本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
■お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。
◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694 FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

http://www.daiichihoki.co.jp



第一法規 株式会社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



〈604990〉 [1009]
グループ法人税制 (604991) 2014.11 SE

すべての法人に強制的に適用される！

“グループ法人税制”を余すところなく解説！

グループ法人税制の実務

監修 武田昌輔 (成蹊大学名誉教授)

執筆者 西左大信/大野新二/小田嶋清治/高田静治/内藤譲/成松洋一/村山晃/諸星健司 (五十音順)

●実務全般を網羅した詳細な解説書

平成22年10月に導入された「グループ法人単体課税制度」及び「連結納税制度」を含む「グループ法人税制」の実務全般に関する詳細かつ正確な解説書。グループ法人の設立からグループ内取引、グループ法人の解散さらに相続との関連まで、税理士が専門家として知っておかなければならない新制度の情報を網羅。

●実務上のポイントや疑問点を詳説、テーマ性の高い内容

設例(計算例)、図解、仕訳例や質疑応答を多数盛り込み、詳細に、わかりやすく説明。新制度の適用の可否や有効な活用を検討する際に必要な判断材料を提供する、テーマ性の高い内容となっています。

●信頼ある執筆陣、正確な内容でご提供

わが国における租税法の第一人者である武田昌輔氏(成蹊大学名誉教授)を中心に、第一線の実務家や立法担当経験者がこれまでの知識・経験を活かして執筆。

B5判・加除式・全1巻 定価 本体16,000円+税



